

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月31日

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別                | 1: 都道府県知事・市区町村長等  |
|                          | <input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等  |
| 2. 都道府県名                 | 三重県   |
| 3. 市区町村名                 | 南伊勢町  |
| 4. 届出番号                  | 1   |
| 5. 独自利用事務の事例番号           | 67-1  |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | <a href="https://www.town.minamiise.lg.jp/admin/shoshiki/mynumbertop/1569.html">https://www.town.minamiise.lg.jp/admin/shoshiki/mynumbertop/1569.html</a> |

執行機関名 南伊勢町長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

|                                 | (1) 法定事務   | (2) 独自利用事務  |
|---------------------------------|--|---|
| ① 事務の名称                         | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条(同法第二十六条の五において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務                                       | 南伊勢町福祉医療費の助成に関する条例(平成17年10月1日条例第114号)による障がい者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの   |
| ② 番号法別表第1の項                     | 47   |   |
| ③ 番号法別表第2の項                     | 67   |   |
| ④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 |  | 南伊勢町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月15日条例第39号)第4条1項2項(別表第1の1の項、第2の1の項)<br>南伊勢町福祉医療費の助成に関する条例(平成17年10月1日条例第114号)による障がい者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所           | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年七月二日)第1条  | 南伊勢町福祉医療費の助成に関する条例(平成17年10月1日条例第114号)第1条  |
| ⑥ 事務の趣旨又は目的                     | この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。 | この条例は、障がい者、一人親家庭等の母又は父及び児童並びに子どもの医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。  |
| ⑦ 独自利用事務の関連規範                   |  | 南伊勢町福祉医療費の助成に関する条例(平成17年10月1日条例第114号)   |

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

| 事務1           | (1)法定事務   | (2)独自利用事務   |
|---------------|---|---|
| ①根拠規定         | 番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号  | 南伊勢町福祉医療費の助成に関する条例(平成17年10月1日条例第114号)第4条 南伊勢町福祉医療費の助成に関する条例施行規則(平成17年10月1日)第3条          |
| ②事務の内容        | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条(同法第二十六条の五において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 | 障がい者医療費の一部助成に係る受給資格の認定についての審査に関する事務   |
| 特定個人情報1       |   |   |
| ①根拠規定         | 番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号 イ  | 南伊勢町福祉医療費の助成に関する条例(平成17年10月1日条例第114号)第4条第1項 南伊勢町福祉医療費の助成に関する条例施行規則(平成17年10月1日)第3条第1項第2項 |
| ②情報提供者        | 市町村長  | 市町村長  |
| ③提供を求める特定個人情報 | 当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報   | 当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報   |
| 特定個人情報2       |   |   |
| ①根拠規定         | 番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号 ロ  | 南伊勢町福祉医療費の助成に関する条例(平成17年10月1日条例第114号)第4条第3項   |
| ②情報提供者        | 市町村長  | 市町村長  |
| ③提供を求める特定個人情報 | 当該請求を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報   | 当該請求を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報   |
| 事務2           | (1)法定事務   | (2)独自利用事務   |

|               |  |   |
|---------------|--|---|
| ①根拠規定         | 番号法別表第二主務省令 38 条 項 2 号   | 南伊勢町福祉医療費の助成に関する条例(平成17年10月1日条例第114号)第4条 南伊勢町福祉医療費の助成に関する条例施行規則(平成17年10月1日)第3条          |
| ②事務の内容        | 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和五十年厚生省令第三十四号)第五条(同令第十六条において読み替えて準用する場合を含む。)の届出に係る事実についての <u>審査に関する事務</u> | 障がい者医療費の一部助成に係る受給資格の更新についての <u>審査に関する事務</u>   |
| 特定個人情報1       |  |   |
| ①根拠規定         | 番号法別表第二主務省令 38 条 項 2 号   | 南伊勢町福祉医療費の助成に関する条例(平成17年10月1日条例第114号)第4条第2項 南伊勢町福祉医療費の助成に関する条例施行規則(平成17年10月1日)第3条第1項第2項 |
| ②情報提供者        | 市町村長   | 市町村長  |
| ③提供を求める特定個人情報 | 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る <u>道府県民税</u> に関する情報  | 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る <u>道府県民税</u> に関する情報                                       |
| 備考            |  |   |